公益財団法人海技教育財団賛助会員規程

(総則)

第1条 本規程は、公益財団法人海技教育財団(以下「本財団」という。)定款 第37条の規程に基づき、賛助会員に関して、必要な事項を定める。

(賛助会員の種類)

第2条 賛助会員の種類は、一般賛助会員、団体賛助会員の二種類とする。

(一般賛助会員)

第3条 本財団の目的に賛同し、個人で本財団の会員となる者を一般賛助会員とする。

(団体賛助会員)

第4条 本財団の目的に賛同し、団体で本財団の会員となる者を団体賛助会員 とする。

(賛助会費の納入等)

第5条 賛助会員は、毎年9月末日までに賛助会費を納入するものとする。既 納の賛助会費は、返還しない。

(一般賛助会費)

第6条 一般賛助会費は、年額一口5,000円とする。

(団体替助会費)

第7条 団体賛助会費は、年額一口30,000円とする。

(会費の使涂等)

第8条 賛助会費の50%以上は公益目的事業費に使用し、残りはその他に使用することができる。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。